

令和7年度

安平町共同墓のご案内



北海道安平町

共同墓は、少子高齢化や核家族化が進展している中、やむを得ない事情により墓の承継や維持管理が困難な方等のために、安平町墓地内に複数の焼骨と一緒に納骨する形式のお墓です。

□利用にあたっての注意事項

- 共同墓は、骨壺から焼骨のみを取り出して、直接納骨します。一旦納骨した焼骨はお返しできません。
- 生前予約（生前に、共同墓を利用したいという申し出・利用予約）はできません。
- 収容数は、両墓地内に各 650 体分を確保していますので、ご親族の方々と十分相談し、ご理解を得た上で申し込みください。

1. 安平町共同墓の概要

- 令和3年9月完成
- 所在地 勇払郡安平町早来栄町 164 番地 21 ほか 早来墓地内
勇払郡安平町追分青葉 1 丁目 165 番地 追分墓地内
- 収容体数 両墓地 各 650 体（約 50 年間使用できることを想定しています。）
- 使用料 焼骨 1 体、
申請者が安平町民の場合 30,000 円（2 体以上 5 体まで 50,000 円）
申請者が安平町民以外の場合 50,000 円（2 体以上 5 体まで 80,000 円）
※申請者が一度に焼骨 6 体以上申請する場合、6 体目以降は焼骨 1 体分につき、10,000 円を加算します。
※上記料金には管理手数料も含んでおり、申請の際の 1 回のみでその後のお支払いはありません。
※一度納付された使用料は返還できません。
- 骨壺から焼骨を取出し、墓石後ろの納骨口から納骨します。
- 付帯設備：ベンチ

2. 利用することができる方

納骨後は、焼骨の返還又は改葬の請求をしないことに同意され、かつ次のいずれかの要件を満たす方

- ①申請者が安平町に住所又は本籍を有する方で、その申請者が管理している焼骨を共同墓に納骨する場合。
- ②申請者は安平町に住所も本籍も有していないが、安平町（旧早来町・旧追分町）に住所又は本籍を有していた故人の焼骨を共同墓に納骨する場合。

③安平町が管理する墓地に納骨されている焼骨を改葬して共同墓に納骨する場合。

※安平町営の一般墓地の返還については、原状回復（更地に戻すこと）が必要です。

3. 申請に必要な書類等

①～④は必須です。その他⑤に掲載している書類のうち該当するものが必要となります。

※必要書類等は個人によって異なりますので、事前に税務住民課までお問い合わせください。

①使用料金	埋蔵焼骨数	安平町民	安平町民以外
	焼骨 1 体	3 0 , 0 0 0 円	5 0 , 0 0 0 円
	2 体～ 5 体	5 0 , 0 0 0 円	8 0 , 0 0 0 円
	6 体以上	焼骨 1 体につき「1 万円」加算	
	(参考) 6 体目	6 0 , 0 0 0 円	9 0 , 0 0 0 円
	墓誌記名板	(※希望者のみ 代表者名刻字) 2 0 , 0 0 0 円	
②申請書	役場総合庁舎税務住民課、総合支所住民サービス課で配布		
③住民票	本籍地の記載があるもの		
④納骨する焼骨の 証明書	(1)焼骨を自宅に保管していた など初めてお墓に入れる場合	➡	火葬許可証 (火葬時に交付された書類)
	(2)町内の墓地から移す場合 焼骨を納骨する場合	➡	町発行の改葬許可証 (税務住民課、住民サービス 課で別途改葬手続きを行う ことで発行します)
	(3)町内の納骨堂から移す場合	➡	収蔵証明書 (お寺[納骨堂]で発行します)
	(4)町外のお墓から移す場合	➡	他市区町村発行の改葬許可証 (お墓を管轄する市区町村から発 行されます)
	(5)町外の納骨堂から移す場合	➡	他市区町村発行の改葬許可証 (納骨堂を管轄する市区町村に、 お寺 [納骨堂]から発行された 収蔵証明書を提出、申請するこ とで発行されます)

⑤その他必要な書類	(1)安平町営の墓地を返還し、共同墓に納骨する場合 ➡ 返還届の手續を事前をお願いします。 万が一、されていない場合は、工事施工届の提出をお願いします（工事完了後に返還届の提出をしていただきます）。 (2)本町に住所を有していたことがある故人のお骨を納骨する場合 ➡ 申請者又は故人が安平町（旧早来町・旧追分町）に住所又は本籍を有していた方である証明書等（戸籍謄本、除籍謄本、附票など）となります
-----------	--

4. 申請から納骨までの流れ

事前にご利用の要件に該当するか税務住民課に確認をお願いします。（電話問合せも可）

申 請	■必要書類等を添えて、 総合庁舎税務住民課生活環境グループ（0145-22-2940） もしくは総合支所住民サービス課住民サービスグループ（0145-25-2411）いずれかの窓口で申請してください。 ☑受付は土日祝日、他年末年始などの役場閉庁日を除く午前8時30分より午後5時15分までです。
-----	---



納骨日時の決定	■次に共同墓に納骨する日時を決めていただきます。 ☑期間…5月7日（水）から11月14日（金）まで （積雪の状況により変更することがあります） 時間…午前10時から午後3時まで ※土曜日、日曜日、祝日等の役場閉庁日は除きます。 ☑納骨日時は特別の事情のない限り変更できませんのでご注意ください。
---------	---



許可証交付 納付書送付	■手続きが終わりましたら共同墓使用許可証を交付、併せて使用料納入通知書を送付します。 ☑共同墓使用許可証及び使用料領収証は、納骨の際に必要です。 (紛失すると納骨できませんのでご注意ください。) ☑使用料は納骨日の前日までに納入してください。
----------------	--



納骨日当日	■納骨日時に直接現地に行ってください、職員に共同墓使用許可証を提出。併せて、使用料領収証を提示してください。 ☑ 共同墓使用許可証・使用料領収証をお忘れの場合は納骨できません。 ■納骨口の開閉は町職員が行いますが、申請者ご自身で納骨口から納骨していただきます。 ※納骨当日、共同墓使用許可証を回収し、後日「共同墓埋蔵済票」を交付します。 ■骨箱や骨壺、副葬品等を入れることができません。骨箱や骨壺等は各自でお持ち帰りください。
-------	--

5. 申請の受付

- 令和7年度分の申請は令和7年4月16日（水）から11月7日（金）までの、8時30分から午後5時15分まで受付します（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の役場閉庁日は除きます）。
- 受付場所：役場総合庁舎税務住民課、もしくは総合支所住民サービス課で行います。

6. 参拝について

- 屋外にありますので、自由に参拝することができます。
- 町が除雪を行うことはありません。
- 献花台は設置していません。
- 石碑に直接、線香やロウソク等は置かないでください。（花立て・線香台・ロウソク立て等、各自でご用意ください。なお参拝後はお持ち帰りください。）
- 供物や供花等はお持ち帰りください。
- 納骨後、空いた骨箱や骨壺は必ずお持ち帰りください。

7. 留意事項

- 焼骨が納骨された後は、焼骨の返還や改葬の求めは応じられません。
- 町が焼骨をお預かりすることや、納骨することはありません。
- お寺等に預けているもので、永代供養されている焼骨は埋蔵できません。
- 町が宗教的な儀式・供養等を行うことはありません。

8. 墓誌への掲示について

- 本町では、埋蔵される方のお名前（生前の名前）を掲示する墓誌を設置します。**お名前の掲示は希望者のみで、代表者1名分のプレートを作成します。**

(1)使用料について

- ・代表者1名分：20,000 円（納付された使用料は返還できません）

(2)掲示について

- ・掲示されたプレートの設置については、町が行います。



9. 問い合わせ先

安平町役場 税務住民課 生活環境グループ

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話 0145-22-2940（直通）

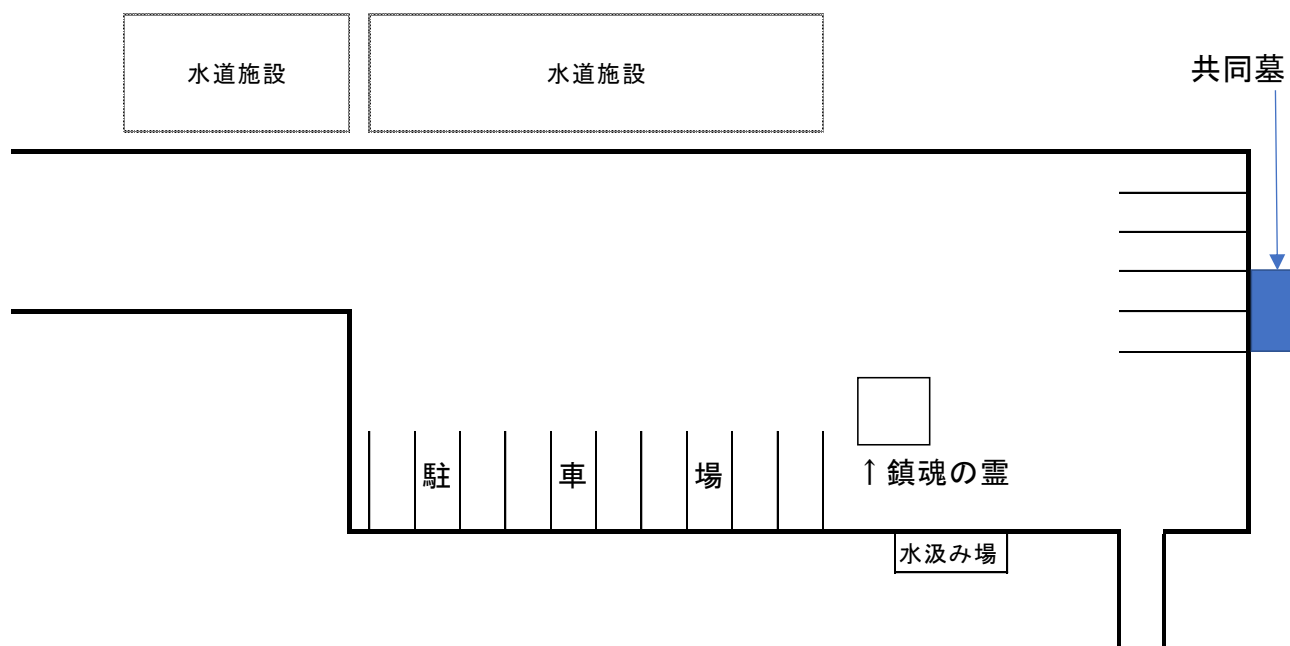
10. 共同墓の場所

●早来共同墓



出典：国土地理院撮影の空中写真（2018年）を加工し作成

墓地内詳細図



●追分共同墓



出典：国土地理院撮影の空中写真(2018年)を加工し作成

墓地内詳細図

